② 上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻ 申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼ 上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑽ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑾ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴ 段階選抜による総合評価落札方式　本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

① 提出された申請書等により、下記１）に示す一次審査を実施し入札者を指名する。

② 指名された者によって提出された技術提案書により、下記２）に示す二次審査を実施する。

③ 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

④ 下記⑵㋑の技術提案により最大40点の加算点を与える。

⑤ 下記⑵㋐の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

⑥ 一次審査及び二次審査の結果により付与された標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

１）一次審査　以下の項目㋐から㋑における審査評価点合計の上位10者を指名する。なお、10位目の審査評価点を得た者が複数いる場合においては、企業の能力に関する事項が上位の者を指名することとする。さらに、10位目の審査評価点を得た者が複数いる場合においては、技術者の能力に関する事項が上位の者を指名することとする。ただし、２⑴から⑸及び⑺から⑾の要件を満たす入札参加希望者が10者以下であった場合においては、すべての入札参加希望者を指名する。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中部地方整備局総合評価審査委員会における審査の結果、２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、10者に追加して指名する。

㋐ 技術者の能力に関する事項

㋑ 企業の能力に関する事項

※最大30点の審査評価点とする。

２）二次審査　指名された者から提出された技術提案書を審査する。加算点評価項目は、下記⑵に示すとおりとする。

⑵ 施工体制評価点及び加算点評価項目と審査項目

評価及び審査項目：以下に示す項目を評価又は審査項目とする。

㋐ 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

㋑ 性能等の評価に関する事項

（ⅰ） 工事目的物の性能・機能（安定性）の技術提案に関する事項

・「地盤改良工における品質向上対策」について

※㋐の項目で最大30点、㋑の項目で最大40点の加算点とする。

⑶ 落札者の決定　入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋施工体制評価点＋加算点）／（入札価格)}）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

② 提案が最低限の要求要件（標準案）同等程度の内容を含みそれ以上であること。

③ 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。なお、標準点、施工体制評価点及び加算点の詳細事項については、入札説明書に記載する。

４　入札手続等

⑴ 担当部局　〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第二号館　中部地方整備局総務部契約課契約第一係　電話052―953―8138（直通）

⑵ 入札説明書等の交付期間、場所及び方法　入札参加希望者には、「電子入札システム」又は入札情報サービス（ＰＰＩ）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。

入札情報サービスＵＲＬ：http://www.i-ppi.jp/ippi/SearchServices/web/Koji/Kokoku/Search.aspx

入札説明書の交付期間：別表１．①のとおり

なお、技術提案書作成についての参考資料や入札の見積りに必要な別冊図面及び仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。但し、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、上記⑴の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

図面、仕様書等の交付期間：別表１．②のとおり

⑶ 申請書等の提出期間、場所及び方法　入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は「持参」又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」すること。以下、「郵送等」については、期日までに送付（必着）すること。

電子入札システムによる受付期間：別表１．③のとおり

申請書等のファイル容量が、３ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

紙入札方式の場合の受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ

受付場所：上記⑴に同じ。

⑷ 一次審査に係る指名通知、非指名通知及び技術提案書の提出期間、場所及び方法　指名する者に対して一次審査にて指名した旨及び技術提案書の提出の要請（以下「指名通知」という。）を別表１．④に示す期日までに通知する。また、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名通知」という。）を別表１．④に示す期日までに通知する。技術提案書の提出を要請された者は、技術提案書を入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、「持参」又は「郵送等」を用いて提出すること。なお、電送（ファクシミリ）及び電子メールによる提出は受け付けない。

受付期間：別表１．⑤のとおり

受付場所：上記⑴に同じ

なお、持参する場合は上記⑴に掲げる担当部局に、事前に持参日時を連絡した上で持参すること。

⑸ 二次審査に係る技術提案に基づく技術提案書の採否　指名する者に対して二次審査にて提出された技術提案書の採否（以下「採否通知」という。）を別表１．⑥に示す期日までに通知する。

⑹ 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札の場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。

① 電子入札システムによる入札の受付期間は、別表１．⑦のとおり